

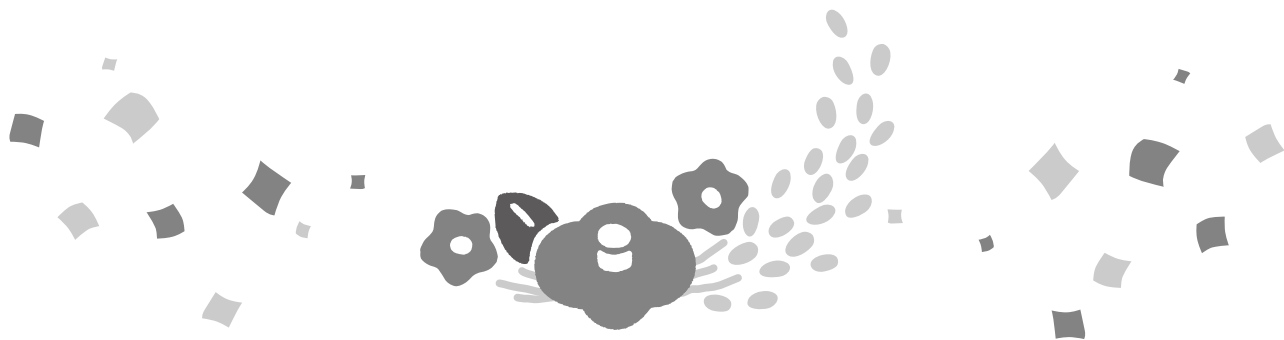
八杉事務局長 組合功労者表彰

令和4年11月7日、ザ・グランユアーズフクイにおいて開催された、第66回中小企業団体福井県大会において、八杉清恵事務局長が組合功労者として表彰されました。

これは永年、当協同組合の発展に功績があった組合功労者に対する表彰であり、令和2年には、宮下治由理事長が組合功労者表彰されております。

八杉事務局長には、いつも笑顔で、私たち会員のために的確に事務をこなしていただいております、心より感謝申し上げます。これからも、末永くお世話になりますが、よろしく願いいたします。また、過去には当組合が優良表彰を受けております。

(報告者 広報部長 田上 滋良)



要介護1と2の保険外し

最近、新聞やニュース等で「要介護1と2の保険外し」という言葉を目にします。

「要介護1と要介護2の保険外し」とは要介護1と要介護2の高齢者に対する訪問介護、通所介護などを市町村が運営する「総合事業」へ業務移管する介護保険の見直し案の一つです。政府は現在、2024年度の制度改正で実行すべきか否かを検討していて年内に結論を出す予定です。

実現にむけて強く働きかけているのは財務省で、狙いは右肩上がりの介護費の伸びを抑え、保険料など現役世代の負担を軽くすることのようです。このまま何もしなければ現役世代の負担も過重になり、介護保険制度を維持できなくなってしまうというのが財務省の問題意識です。そうした危機感を共有する保険者、企業、健保組合などの関係者にも「要介護1と要介護2の保険外し」に理解を示す人がいます。

なぜ「要介護1と要介護2の保険外し」が介護費の抑制につながるのか。そのポイントは「総合事業」にあります。この「総合事業」は、全国の市町村が介護保険の財源で高齢者の介護予防や生活支援、相談対応などを展開する「地域支援事業」のメニューの一つです。現在は要支援の高齢者への訪問、通所、見守りなどがこの「総合事業」で提供されています。なお、「総合事業」も公費や保険料を財源とする介護保険の枠内の仕組みです。

(介護保険制度の中の「地域支援事業」の中の「総合事業」という位置づけ)「総合事業」の特徴は、運営する市町村が地域の事情に応じてサービスの運営基準や報酬などを独自に決められる点です。全国一律のルールに基づく介護給付とは違

い、この部分が大きく異なります。

例えば、地域の住民やボランティアを担い手とするなど人員配置を緩和しつつ、それに見合った低い報酬を設定する事も可能です。試行錯誤でコストパフォーマンスを高める余地が大きく、財政的に行政のコントロールが効きやすい仕組みになっています。あわせて、国が高齢者人口の伸び率などに合わせて「総合事業」の上限額を定めていることも重要です。個々の市町村はできるだけ、その範囲内に支出を留めていく努力をしています。全国一律の介護給付には、こうした費用の上限管理の仕組みがありません。財務省が要介護1と要介護2の訪問介護、通所介護などを移したい理由はここにあります。

そもそも、社会福祉・医療などの関連する予算(経費)の性格は2つに大別されます。ひとつは「義務的経費」、もうひとつは「裁量的経費」です。

義務的経費

医療保険の保険給付費、生活保護の扶助費、そして介護保険の保険給付費などは「義務的経費」として取り扱われます。

この義務的経費は、予算(基本的には年度単位)を事前に組むものの、給付や扶助などの必要性がある時、または、その受給の権利がある人から定められた範囲の申請があれば予算の範囲を超えても、その費用を必ず確保する義務が政府・自治体に課せられているものです。つまり、義務的経費である場合、「予算切れ」を理由に給付などが止められることはありません。利用者本位という意味では、きわめて優れた仕組みです。

裁量的経費

老人福祉制度によるサービスの費用や医療保険による検診などの保険事業費、そして介護保険の総合事業費などは「裁量的経費」として扱われます。

この裁量的経費は、予算を事前に組み、その範囲内で事業などを実施する事が基本とされているものです。予算以上の経費が掛かる場合、予算切れを理由に事業を実施しない、新たな予算(補正予算など)による対応をしない、という政府・自治体の裁量が認められているものです。逆に言えば、財政状況の許す範囲で予算を組み、そのうえで費用の伸びを抑制し、事業の規模をコントロールする事が容易になるもので、財政規律を重視する際には優れた仕組みです。

先ほども述べたように「総合事業」も介護保険の枠内の一つで、「保険外し」は大げさな言い方だが、現場の関係者がそれだけ強く反発する事には理由があります。指摘されている課題は大きく二つあり、「サービスの質の維持」と「担い手の確保」です。

要介護1と要介護2の高齢者を介護軽度者と見なすのは、やはり早計と言うほかない。ADLが自立している人も多い要支援の高齢者とは違い、進行した認知症を伴うケースも少なからずあります。このため現場の関係者の間では、在宅生活の継続には専門的なサービスが欠かせないという意見が根強く「ボランティアの活用など人員配置を緩和した体制では弱い」「かえって重度化を招く」「自立支援の考え方に逆行する」といった批判が続出しています。

もう一つはサービスの担い手の確保です。「総合事業」はサービスへの報酬が安く抑えられやすく、今も積極的に関わっている事業者、住民らが必ずしも十分な量に達していない。これを要介護1と要介護2の訪問介護、通所介護などに広げれば、ただでさえ経営的に苦しい事業者が致命的な打撃を受けるとの見方が大勢です。

介護給付に必要なお金は今後も増え続けることが予想されますが、介護が必要な人を幅広く支え続ける仕組みも大切だと思われます。

(JOINTの介護ニュースより)

(介護福祉委員長 矢部 泰隆)



組合まつり中止のご案内

令和4年度の事業計画に3月開催予定とあげておりました組合まつりですが、皆様ご存知の通り新型コロナウイルス感染症により、安心・安全な生活環境や感染自体の収束の目途はたっていない状況です。

これまでの状況を鑑み、令和4年11月4日(水)に宮下理事長・堂前専務理事・関連する委員長が同席の上、事業利用促進委員会を開催し令和4年度の組合まつりの開催について協議の結果、医療に携わる立場として参加される会員皆様の健康・安全面を第一に考慮し、残念ながら今年度も中止とすることといたしました。

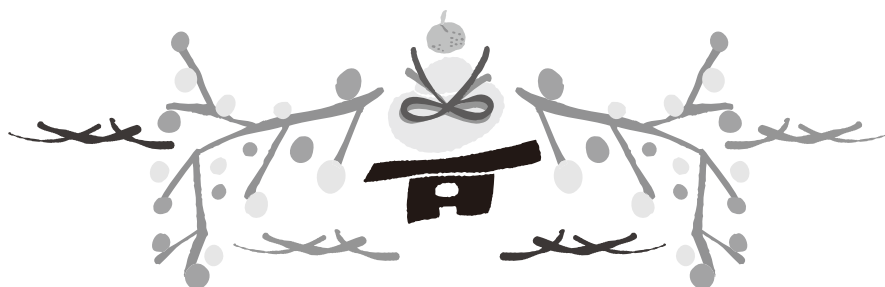
事業利用促進委員会での提案について、令和4年11月24日の書面理事会にて、組合理事及び監事全員の同意を得て中止の決定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

組合まつりを楽しみにしておられた組合員には深くお詫び申し上げますとともに、諸般の事情を鑑み、どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

お知らせ

指定業者おすすめ商品のパンフレットやサンプルの配布、また、今回限りの特別販売のご案内や、理事長・利用促進委員立ち会いのもとおこなうお楽しみ抽選会など、組合まつり代替企画を計画しておりますのでお楽しみに！

(報告者 事業利用促進委員長 松村 千果)



編集後記

新メンバーで広報部を立ち上げたばかりのように思いますが、いつのまにやら早2年が経過しており任期もあと少しとなりました。個人的には、仕事もプライベートも撃沈でしたが、皆様はどうでしたか？

令和5年はうさぎ年ということもあり、飛躍する年となりますように。

(yoshi)

先日見たyoutubeをさっそく試してみた。草取りのわずらわしさを解消するため、雑草に熱湯を直接掛けるというもの。実際に試してみるとこれが凄くて、天麩羅を揚げるようなジュッと音がして当日は変化なし。3日目から葉が茶色くなり、2週間もすれば完全に枯れた。作業時間1分、使った熱湯は1㎡あたり2リットル。患者にすぐに勧めた。膝の患者の症状少しは軽くなるかな・・

(稲明)

大掃除をしながらNHKラジオ「こども科学電話相談」を聴いています。

この番組は、大人でも考えさせられる質問があり、毎週楽しみに聴いています。例えば、

小学4年生のお友達から「50年後、人間に残る仕事は何？」やって。

(透)

鯖江市2月の風物詩「すりばちやいと」。毎年2月20日・3月2日の天台宗中道院で営む伝統行事で、逆さにした護摩炉の上でお灸がたかれ参拝客は無病息災などを願います。頭にかぶる護摩炉が“すりばち”に似ていることからこう呼ばれ、頭痛など諸病に効くとされます。平安時代に訪れた元三大師が疫病に苦しむ人を助けたことが始まりだそうです。平安の世に思いを馳せ、今年一年の皆様のご健康をお祈りします。

(明朗)

最近よく忘れ物をするようになった。過日もホテルに泊まるのに、財布を忘れてしまった。前日から鞆に必要なものを入れたにも関わらず、当日にスーツに着替えて、台の上に置き忘れてしまった。私としたことが何たることか。結局、副会長にお借りして事なきを得たのだが、とても情けなかった。コロナ禍で思考が麻痺したか、これが老いの始まりなのか。しかし、ポジティブに考えてこれからは気を付けたい。くれぐれも会議だけは忘れないでおこう。

(滋良)

